

韓国における地域児童センター設置の成果と課題

—法制化から10年を経て見えてきたもの—

○ 武庫川女子大学 前田美也子 (2937)

キーワード：韓国、地域児童センター、地域社会連携

1. 研究目的

韓国の児童福祉は戦後、施設福祉サービスを中心に発展してきたが、地域社会において生活困窮家庭が増加してきたことから、地域で貧困を予防する必要性が出てきた。1960年代の都市部での貧困地域における住民運動の一環として、1970年代から民間非営利託児所が運営され、1980年代には学齢期児童のための「コンブバン：学習室」が貧困・低所得家庭の児童放課後サービスを担ってきた。その後、姜命順らのソーシャルアクションによりコンブバンが法制化され、2003年の改正児童福祉法によって地域児童センター（以下、センターとする）が貧困児童を対象とした児童福祉施設として新設された。センターの目的は、地域社会の児童の保護、教育、健全な遊びと余暇活動の提供、保護者・地域社会との連携等、児童の健全育成のために総合的な児童福祉サービスを提供することである。

報告者は2002年から共同研究者夫聖来とともに定期的に韓国のA市B区C地区に現地訪問を行い、2004年に区内で最初のセンターを設置し、運営に関わってきた。また、所属先の在外研修制度を利用し、2013年4月から1年間、C地区に在住した。その間、本テーマに関するシンポジウム、ワークショップ、研究会を関係機関と共催し、研究者、実践家、保護者、区長、行政担当者、住民リーダー、ボランティア等との意見交流を行ってきた。

本研究ではセンターが法制化されて以来、10年の歳月を経て、センター設置による成果と課題について検討することを目的としている。

2. 研究の視点および方法

センターでは児童に対して、①保護、②教育、③文化、④福祉（児童の情緒的支援）、⑤地域社会連携、の5つのプログラムを提供するように規定されている。全国的なセンターの現状と課題については、文献研究を中心とし、実践研究家の論文・図書、韓国保健福祉部および地域児童センター中央支援団（全国に設置されている地域児童センターを支援・指導する役割を保健福祉省から委託されている団体：以下、中央支援団とする）の発行物を含む関連資料の検討を行った。合わせて中央支援団スタッフ、管理者等への研修会におけるディスカッションの内容分析を行い、「地域社会連携」の視点から課題の検討を行った。

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会の研究倫理指針に則って実施した。研究の遂行および発表にあたり、対象者（当事者）が特定できないように匿名化することをあらかじめ説明し、承諾を得ている。またC地区の社会資源調査については調査項目等について行政機関担当責

任者との事前協議を行い、実施から調査結果の公表まで首長の承認・決済を経て実施した。

4. 研究結果

以下の点からセンターは地域児童福祉サービスとして年々発展してきているといえよう。①2004年度に支援対象となったセンターは500箇所であったが、2014年度には3,989箇所に至り増加しセンター数は約8倍となった。②利用児童数は2004年度には23,347人であったが、10年間で109,066人にまで増加した。③支援単価については2004年度では1箇所につき、月額67万ウォンであったのが、2014年度には433万ウォンとなった。④予算は2004年度では12億ウォンであったのが、2014年度には979億ウォンとなった。

他方、次のような点で課題が明らかとなった。①センター従事者は2013年度において、施設長4,061人、生活福祉士5,142人、合計9,203人である。施設長の平均給与は月額1,267,889ウォン、生活福祉士は1,151,196ウォンであり、65歳以降は人件費の対象外となる。他の児童関連施設の給与と比べても低い上、夜間サービスも提供しているセンターではその業務の多様性・複雑性からスタッフの心身への負担も大きく改善が必要である。②地域児童センターには「地域」という文言が付いているが、実際には「地域実践」をするための専門職が配置されていない。保健福祉省・中央支援団が発行しているセンター運営マニュアルには地域社会連携に関するプログラムが例示されているが、現在の施設長と生活福祉士では日々のミクロレベルの実践と事務で手いっぱいであり、メゾ・マクロレベルの実践が困難な状況である。③保健福祉省、教育省、女性家族省の3つの省により放課後児童に対するサービスが提供され、省間での調整が十分に行われていない。各機関における役割分担が不明確であり、サービスの重複がみられる。サービス機関、サービス事業間での連携・協力の必要性が継続的課題となっている。

5. 考察

以上の結果から、センターによる地域社会連携の充実・強化のために、次のような点が今後、求められているといえよう。①地域にある既存の関係機関との機能・役割を明確化し、地域社会連携をセンター自体が提案していくことが望ましい。そのためには保健福祉省が発行しているセンター運営マニュアルの中に地域社会連携・協働のプロセスを入れることが必要である。②センター機能として地域社会連携・協働体構築を明確化するのであれば、現在の施設長と生活福祉士の配置だけでは限界がある。(仮称)「地域実践コーディネーター」(コミュニティ・ソーシャルワーカー)のような専門性の高いソーシャルワーカーの配置が必要である。③センター機能を強化し、地域社会連携・協働体構築を進めていくためには、そのことを行政機関をはじめ地域の関係機関に周知する必要がある。よって、区レベルの「地域社会福祉計画」にセンター機能を明記し、地域におけるセンターの役割を発信していく必要がある。④全国にあるセンターの研修・教育的役割を担っている中央支援団では地域社会連携のための実践家養成のための体系的教育・訓練プログラムの開発とセンター間のサービスの質の格差改善のためのシステムづくりが不可欠であろう。